

■実施方針に関する質問及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	質問内容	回答
1	2	第1	1	(5)			表内に「給食エリア内を、温度25℃以下、湿度80%以下に保持する空調設備を導入する」とありますが、倉庫や廃棄庫など食材を取り扱わない部屋は対象外でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	5	第1	1	(7)	ウ	(ア)	市は、落札事業者が実施する施設整備に係るサービスの対価のうち、事業契約書に定める一部金額を、本施設の引渡時に一時金として支払う。とありますが、一時金の金額は入札説明書にてお示し頂けますでしょうか。また、実際に支払われる一時金が減額となった場合、当該追加資金調達に係る費用については貴市の負担として頂けますでしょうか。	本施設の引渡時に支払う一時金については、入札説明書にてお示しいたします。 なお、実際に支払われる充当額が減額となった場合、当該追加資金調達に係る費用については、市の負担とします。
3	6	第1	1	(8)			施設の引渡し令和4年6月下旬とされておりますが、事業者の提案に委ねられるのか、6月末日なのかの期日については、入札説明書で明確に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書においても同様の記載となります。 また、引渡し期日については、6月末日を期限として提案に委ねます。
4	6	第1	1	(8)			施設の開業準備期間が令和4年8月下旬とされておりますが、事業者の提案に委ねられるのか、8月末日なのかの期日については、入札説明書で明確に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書においても同様の記載となります。 また、開業準備期間については、第2学期から学校給食の提供に支障ないように提案に委ねます。
5	11	2	2	(13)	イ		SPCは給食センターを所在地としてよろしいでしょうか。	本事業用地は公有財産であることから、本事業によって整備される共同調理場をSPCの所在地をとすることは不可とします。
6	12	第2	3	(1)	カ		「一入札参加希望者の構成員は、他の入札参加希望者の構成員になることはできない。」とありますが、協力企業もこの範囲に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	3-(1)ウに記載のとおり、構成員は「代表企業」と「構成企業」によるもので、協力企業は含まないものとするものです。
7	14	第2	3	(3)			「設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業」以外の企業で、構成員又は協力企業となる企業については、「3(2)入札参加希望者の構成員及び協力企業の制限」以外の資格要件は存在しないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
8	16	第2	3	(4)			代表企業以外の構成員が入札参加希望者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合を除き、無効とする。とありますが、構成員及び協力企業でしょうか。	構成員のみが対象となります。
9	16	第2	3	(4)			落札事業者の決定以降、契約締結までの期間に、落札事業者の構成員が入札参加希望者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、契約を締結しない場合もある。とありますが、構成員及び協力企業でしょうか。	構成員のみが対象となります。
10	19	第4	2		エ		「調査結果を市のホームページ上で公表し、実施方針及び要求水準書の修正を行う。」とありますが、入札公告では調査結果を反映されたものが公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
11	20	第4	3	(1)	ウ		献立方式が2献立と記載がありますが、資料7の献立表でAコース・Bコースで揚物、焼物、蒸物がそれぞれ重複している献立がございますので、機器は7,000食対応で宜しいでしょうか。	焼物、蒸物は、2献立の重複も考えられますが、揚物については重複しないような献立を想定しています。
12	20	4	3	(2)			清掃器庫とはどのようなものを想定しているのでしょうか。	清掃道具に必要な器具等を収納するスペースを想定しております。
13	25						税制リスクとして、No4.「当該事業に直接関係する税制の新設・変更等」とは、どのような税制を想定されたものでしょうか。	新たな税制措置が出た場合や現在の税率変更等を想定しております。
14	25						No.17事業に必要な資金の確保の負担者は落札事業者とされておりますが、実施方針P.5記載の貴市が支払う一時金の確保についての負担者は市として頂けますでしょうか。	第1.1.(7).ウ.(ア)のとおり、市が支払います。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	質問内容	回答
15	25						物価変動リスク (No.15及び16)には(※2)として、「一定範囲の物価変動は落札事業者、それ以上の物価変動は市と協議」と記載されていますが、後半部は「市との協議ではなく、市」の誤記であることを、確認させてください。	原案のとおりです。
16	25						不可抗力リスク (No.22)には(※3)として、「一定範囲の損害は落札事業者、それ以上の損害は市と協議」と記載されていますが、後半部は「市と協議ではなく、市」の誤記であることを、確認させてください。	原案のとおりです。
17	25						契約の未締結・遅延におけるNo25の「議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延」において、負担者として事業者に△が付されておりますが、どのような負担を想定されたものでしょうか。	天災による議会の開催延期などのほか、事由の如何を問わず選定事業者及び市は自らに発生する費用を負担するものとなります。
18	25						需要変動 (No.57)には(※4)として、「一定以上の生徒数の変動・学級数の変動・提供日数の変動が生じる場合には、市と落札事業者で協議」と記載されています。その後半部「市と落札事業者で協議」となるものは、「入札説明書で示された条件が年度単位で変動する場合」であり、「それ以外の変動は市と協議ではなく、給食提供〇日目の〇時以降における市からの通知食数の変更等は、市が変動食数に係る費用負担者となり、その算定方法は入札説明書にて示される。」ことを、確認させてください。	算定方法は、入札説明書等において示します。
19	26						工事費増大におけるNo40.41では、帰責事由に基づいて市・落札事業者のそれぞれが負担することになっていますが、いずれの事由とならない場合（建材費や人件費の向上等）も想定されます。この場合のリスク分担について教えて頂けないでしょうか。	想定事由は、リスク分担表のNo.15に該当します。よって、原案のとおりとします。
20	26						維持管理・運営費の変動におけるNo49の「市の事由」には、光熱水費の変動も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	施設の供用開始以降については、御理解のとおりです。
21	27						運搬費増大リスクの燃料費の変動による運搬費の変動リスクが落札事業者の負担となっていますが、事業者ではコントロールできない項目であるため、市の負担としていただけないでしょうか。	No.20をご参照ください。
22	27						(※2)物価変動について「一定範囲」とありますが、具体的な指標・数値等は、入札説明書等において明確に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりです。
23	27						配送の遅延リスクにおけるNo.70及びNo.71は、いずれも落札事業者の帰責事由によるものとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
24	27						No.75の交通事情の悪化による運搬費増大リスクは、No.68の交通混雑による配送遅延と同様に、その原因が不可抗力に類似したものである場合も想定されます。よって、No.75についても原因によっては市と落札事業者の協議により負担を決定いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	交通事情を原因とする迂回ルート走行による燃料費の増加等を想定しており、交通混雑の事象によって協議の上で判断します。
25	27	別紙	※2	※3			「一定範囲の物価変動(※2)」並びに「一定範囲の損害(※3)」におけるリスク負担は事業者となっておりますが、一定範囲等の詳細は契約書(案)にお示し頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解の通りです。
26	27	別紙	※5				「契約書(案)」については、入札公告時に公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	質問内容	回答
27	27	別紙					<p>整理No,78「学校・生徒による食器等の破損」の負担者が市になっておりますが、食器の破損帰責者を明確にするには配送校での食器回収時に市と事業者が立ち合い、1枚1枚、食器の数量、破損を確認する必要がありますが現実的には時間的に困難です。</p> <p>センターで食器洗浄前、もしくは洗浄後に食器の破損、不足が判明した場合でも市の負担としていただけないでしょうか。</p>	<p>学校において破損した旨の報告を受けた場合や、洗浄時に学校からの返却がなく紛失したことが判明した場合は市の負担とします。それ以外については落札事業者の負担とします。</p>

■実施方針に関する意見及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	質問内容	回答
1	8	第2	2				貴市の意向をより反映した提案をするため、書面での質疑回答だけでなく、直接貴市事務局の方に直接質問ができる直接対話の機会を設けて頂けますようご検討をお願い致します。	入札説明書等に関する質問の状況などを踏まえて考慮します。
2	8	第2	2				配送配膳業務に関してより良い提案で出来るよう、各校の配膳室の予定地の見学会を開催頂けますようご検討をお願い致します。	施設見学は実施しません。
3	8	第2	2				各社がおのおの建設予定地の視察に行くと地主様や近隣に迷惑がかかると思うので、建設予定地の見学会を計画していただきたい。	建設予定地の見学会は実施しません。
4	27	第8	別紙	75			「交通事情の悪化による運搬費の増大」について、事業者側では予見できない事象も考えられます。負担者については協議の上で決定（両者△）として頂けますようご検討をお願いいたします。	実施方針等に関する質問及び回答のNo.24を御参照下さい。